

認定薬局制度について（薬局向け）

認定薬局とは？

患者が自身に適した薬局を選択できるよう、特定の機能を有する薬局の都道府県知事による認定制度を設けられました。認定には、地域連携薬局と専門医療機関連携薬局の2種類があります。

地域連携薬局

外来受診時だけでなく、在宅医療への対応や入退院時を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局であることが求められています。

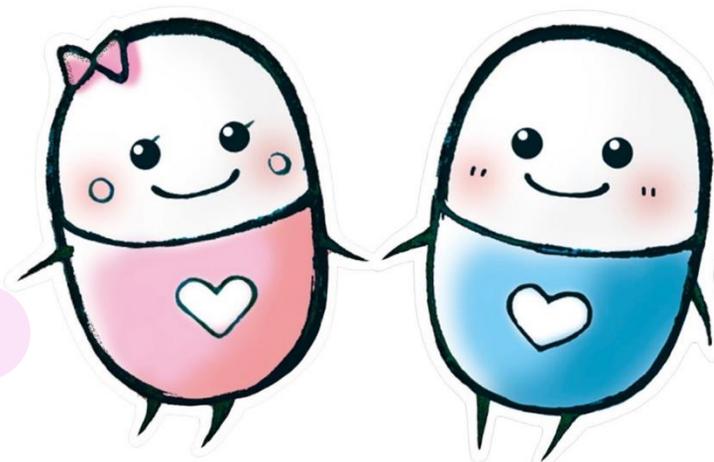


専門医療機関連携薬局

がん等の専門的な薬学管理が必要な利用者に対して、他の医療提供施設との密な連携を行いつつ、より高度な薬学管理や、高い専門性が求められる特殊な調剤に対応できる薬局であることが求められています。

薬局薬剤師は薬の専門家として、地域医療を担う一員としての役割を果たすことが期待されています！

医薬品、薬物療法に関して安心して相談できる、身近な存在となるよう取り組んでいきましょう！



地域連携薬局 認定基準（主なもの）

● 構造設備

- ・利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備（着席可能、相談の内容が漏えいしないよう配慮）
- ・高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造

専門医療機関連携薬局の要件については、参考の通知をご覧くださいか、管轄保健所までご相談ください

● 他の医療提供施設と情報を共有する体制

- ・地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的参加
- ・地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して報告及び連絡した実績（月平均30回以上）
- ・他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制

● 安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制

- ・開店時間外の相談に対応する体制、休日及び夜間の調剤応需体制
- ・麻薬の調剤応需体制、無菌製剤処理を実施できる体制
- ・継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師の体制
- ・地域包括ケアシステムに関する研修を修了し常勤として勤務している薬剤師の体制
- ・地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報提供

● 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制

- ・居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実績（月平均2回以上）
- ・医療機器及び衛生材料を提供するための体制（高度管理医療機器等の販売業の許可要）

< 参考 >

- ・令和3年1月29日付薬生発0129第6号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（認定薬局関係）」
- ・令和3年1月29日付厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡「地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定基準に関するQ & Aについて（令和5年3月31日一部改正）」

申請方法

● 提出書類

- ・認定申請書（2部）
- ・認定基準適合表（2部）
- ・申請書添付書類チェック表（※茨城県HPをご確認ください）に記載のある添付書類（2部）
- ・医師の診断書（※申請者が精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある場合）

● 手数料

11,000円（茨城県収入証紙により納付してください）

● 受付窓口・相談先

* 申請の際は事前にご相談をお願いいたします
薬局の所在地を管轄する保健所

よくあるご質問

Q 健康サポート薬局とは違うのですか？

A 健康サポート薬局は、「健康サポート薬局」の基準に適合し届出を行った薬局が「健康サポート薬局」と表示、公表することができます。認定薬局は、認定申請に基づき都道府県知事が認定するものであり、基準も健康サポート薬局とは異なります。

Q 認定を取ると、何ができるようになるのですか？

A それぞれ「地域連携薬局」、「専門医療機関連携薬局」と表示、公表することが可能となります。

Q 認定を取ることのメリットは、どんなものが想定されますか。

A 認定薬局としての認知度の向上、薬剤師のスキルアップ・モチベーションの向上等への寄与が想定されます。

Q 更新があると聞きました。

A 認定から1年で満了です。認定期限満了日より1か月前までに更新手続きを行ってください。